

いわき市水道局告示第1号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者として、次の者にいわき市水道料金等徴収関連業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市水道事業管理者

飯尾 仁

- 1 委託業務の名称
いわき市水道料金等徴収関連業務委託
- 2 指定公金事務取扱者（受託事業者）
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
第一環境株式会社 東北支店
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る公金
水道料金、下水道使用料、地域汚水処理施設使用料、納入証明手数料、
給水加入金、設計審査手数料及び工事検査手数料
- 4 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年4月1日
- 6 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 7 委託業務の範囲
 - (1) 水道メーター検針業務（再調査業務及び不良メーター取替業務を含む。）
 - (2) 受付（窓口）業務
 - (3) 開閉栓業務（精算業務及び随時分検定期限満了メーター取替業務を含む。）
 - (4) 徴収業務（調定業務・収納業務・滞納整理業務・給水停止業務）
 - (5) 検定期限満了メーター取替管理業務
 - (6) その他、(1)から(5)に附帯する業務で、いわき市水道事業管理者が必要に応じ指示する業務